

エト2J64

97-192

白序



黄禍論と云ふものあり、近時歐洲人の一部に行はる、日本人を盟主とせらる支那人、黄色人種同盟興りて歐洲に侵入することある可きものと思ふ。然れども是れ事態の真相を解せざる杞人の憂に過ぎず。或る者何等の餘暇餘財有て斯る愚擧をなすや

余は従來の研究に於て大和民族は支那人と別種にして、印度、ペルシア、グリーキ、ラテン等と同種なることを確信したる者なり、故に余の見る所を以てすれば、黄禍論は其の根蒂に於て誤れる者なり、日本人を以て支那人と同じ黄色人種となせるの一點已てに事實を誤れりとすれば、黄禍論は全く無根の流説たらざるを得ず

明治 27 6 28  
内交

余は此の流説の行はるゝ機會を以て、日本人種の真相を汎く世界に紹介せんと欲し、此の論を草す、以て黃禍論の根據に横はれる誤謬を明かにし、歐洲人一部の迷夢を覺醒するを得ば幸なり、

明治三十七年六月滿州號に乗じて  
滿韓地方漫遊の程に上る前一日

鼎軒 田口卯吉識

## 目録

目	録
第一節	露人黃禍を唱ふ……………一
第二節	天孫人種と蝦夷……………三
第三節	天孫人種の東夷征服……………五
第四節	土蜘蛛蝦夷奴婢となる……………八
第五節	奴婢の賣買……………一一
第六節	家人奴婢の解放……………一四
	甲 家人の發達……………一五
	乙 奴婢の解放……………一七
第七節	蝦夷隼人絶滅せず……………二五
第八節	蝦夷隼人勢力ある者にあらず……………二八
第九節	天孫人種は白色なり……………三〇

第十節 露人は鞆鞆種なり……………三三

第十一節 日本人種はアリヤン語族に屬するものなり……………三七

第十二節 前節の續き……………四五

第十三節 大和民容貌の兎體格を秀麗となす事決して難からず……………五三

目

録

目錄終

破黃禍論

田口卯吉

露人黃禍を唱ふ

露人黃禍を唱へて、歐米人の日本に對する同情を滅殺せ  
 たりし其の能はざるが爲めに、此の惡言を放  
 つとせば其の情を憐むべし、然れども此の言や、特に一時的のものに  
 あらずして、永く日本國民に對する評語なり、故に余は之を冷笑に付し  
 て黙過するを得ざるなり、

若し英人に向ひて、汝はブリトンなりと云ひ、佛人に向ひて、汝はゴートル  
 なりと云はば、彼等は必ず佛然として怒りて云はん、我はブリトンにあ  
 らず、アングロサクソンなり、我はゴートルにあらず、フランクなりと、余は

露人黃禍を唱ふ

英人の下層にはブリトンの血液の多きを見る、之と同く佛人の下層にはゴールなきにあらざるを見る、然れども英佛社會の優秀の地位に居るものはアングロサクソンとフランクとなり、余は日本人種の中にも所謂黄色人種の血なきにあらざるを知る、然れども日本社會の優秀の地位に居るものは決して黄人にあらざるなり、

余は曩きに日本の言語は「サンクリット、印度、ペルシヤ等」と同一にして、言語學者の所謂「アリアン」語族に屬すべき者たるを論じたる事ありき、(古代の研究を見よ)之に關して言語學者は今尙ほ不同意を唱ふるものありと雖も、余が爾來の研究は余をして益々此の斷定の誤まらざることを確信せしむるものあり、余は今日に於ては亞細亞諸國の言語は支那交趾及び「ネイ」等の亞細亞東南部を除きては大約「サンクリット」と同一の文法を採ることを信するものなり、然るに世の所謂黄人とは支那を本躰となし、日本朝鮮等に及ぶものな

り、言語文法に於て此の如き相違ある日本人種と支那人種とを混合して、同一人種の中に類別せんとするは、豈に夫れ誤謬の甚しきものにあらずや、余は現時の日本人種の中には支那人の血を傳へたるもの頗る多きを知る、又蝦夷の子孫亦少々ならざることを知る、余は淡白に白狀すれば、余自身と雖も餘り上等なる血脉をのみ傳へたるものにあらずるを知る、然れども從來日本社會に於て優秀の地位を占めたるもの、則ち華士族若くは富豪の如きは所謂天孫人種の血液を多分に其の血管の中に蓄ふるものたるを疑はざるなり、

## 第二節 天孫人種と蝦夷

世間往々現時の日本人種を以て同一人種なりと見做すものあり、然れども眞正の歴史は決して此の如き事實を證明せざるなり、蓋し天孫人種は其原一なりと雖も、其の天降の順序に就いて觀察する

に、大約三種あり、第一は大國主尊オホクニミヤコトの部族にして出雲に天降して、越國及信濃に蔓延せるもの、第二は鏡速日尊キタハレヒコトの部族にして河内に天降して、近畿諸州に蔓延せるもの、第三は瓊杵尊ニギハヤヒコトの部族にして筑紫日向に天降して、近畿に東上したるもの、是なり、故に吾人は今日に於ても此等の地方に於て殊に白哲美麗の男女を見るを得べし、是れ其の純潔の血多きが爲なり、天孫降臨の時に當りて、蝦夷土蜘蛛の族此の島中にありて穴居巢棲し、王師に對抗したり、然れども容易に蕩平せられたるなり、彼の久米歌にも見る如く、

夷ヒコひとり百人ヒコ、ナヒト、人はいへども手對タマカひもせず夷一人は百人の天孫人種に敵すと云ふと雖も天孫人種に

と云へり、以て其の弱きを知るべし、天孫人種と土人とは文化の度に於て非常の相違ありしが如し、天孫人種は美術的工藝を知れり、彼等は陶器、鏡、刀、劍等を製し、蠶を養ひ、布を織り、田を耕し、船を造り、航海の術にも

長ぜり、青瑛環の如きは我邦の産にあらず、黄金の陸奥に産したるは奈良朝以後の事なり、又鐵の吉備に産するに至りたるは人皇以後の事なるべし、然るに我天孫人種は之を輸入して精巧なる勾玉、環、鞍、刀、劍を作れり、當時土人は全く之を知らざりしなり、土人の矢は十勝石に過ぎず、土人の刀は石刀に過ぎず、故に之と對抗する能はざりしなり、

### 第三節 天孫人種の東夷征服

天孫人種の内地に播殖せし勢極めて盛なり、神武の朝には既に阿波の人を移して安房に殖民せしめられたり、崇神の朝には將軍を東國に遣はして會津に會せしめ、且皇子豐城命トヨキをして東國を治しめ玉へり、豐城命は即ち上毛野君及び下毛野君の祖なり、景行の朝に武内宿禰は東國を巡察し歸り奏して曰く、東方日高見の國あり、其の國人男女並に推結文身にして人と爲り、勇悍なり、稱して蝦夷と云ふ、討ちて取るべきなり

と、日本武尊の東征し玉ふや、駿河の焼津に尙ほ暴神ありて王師に抗せり、磐城國行方郡なる竹水門に至り、歸路日高見の國を経て甲斐に入り、偏師越後の蝦夷を征し玉へり、然れども仁徳の朝に將軍田道が蝦夷と上總國夷隅郡に戦ひて敗死せしを見れば、當時關東の地蝦夷尙ほ雜居せし事を見るべし、齊明の朝には阿倍の比羅夫蝦夷を征し、秋田、淳代二郡を降し、後方羊蹄(南部にあり)に政所を置き、北海道に渡り肅慎と海上に戦ひ四十七人を虜獲して歸れり、故に當時我が本島は大約我が王化に服せしなり、然れども蝦夷の無事なりしは、朝廷の之を放任し玉へると、我人民の未だ之に迫まらざりしに因りしにて、我が日本人種が漸く蕃殖して其部落に迫り、其太平の夢を破るに及びては、彼れ豈我民に抗せざらんや、元明の朝には陸奥越後の蝦夷猖獗にして數々良民を害せしを以て、遠江、駿河、甲斐、信濃、越前、越中等の兵を發して、兩道並進みて之を討平し玉ひし事あり、元正聖武の朝には陸奥蝦夷反せり、孝謙の朝に

は陸奥に多賀城を築きて石を立て、道程里數を組し玉へり、其の文中言へるあり、曰く蝦夷國界を去る一百二十里と、則ち知るべし、當時宮城郡より東二十里古の百二十里は、則ち今の二十里也、は蝦夷の界なりし事を、光仁の朝に及び、蝦夷の俘種磐磨と云へるもの大舉して多賀城を陥れ、秋田城亦危かりき、桓武即位の後數々之を征し玉ひしも、皇軍利あらずして、終に坂上田村麿をして之を討しめらるゝに至りて始めて之を蕩平するを得たり、其の後叛亂なきにあらずと雖も、特に記するの必要なし、之を要するに蝦夷の兵を執りて王師に抗し力盡きて降りたるものは必ず降俘として諸國に配分せられ、從順にして耕織に従へるものは其の地に安堵するを許され、共に賤民として待遇せられたるもの如し、桓武延暦十七年六月の勅に曰く

相模、武藏、常陸、上野、下野、出雲等の國の歸降の夷、俘德澤是れ憑む、宜く毎に撫恤を加へて歸望なからしむべし、時服祿物毎年之を賜ふ、其資

根盤絶せば須らく優恤すべし時節の饗賜等の數は宜く國司に命じて且行ひ且申すべし

又延暦十九年甲斐國の夷<sup>○</sup>俘暴行を爲すに當りて勅し玉ひて曰く夫れ夷狄を招きて以て中州に入るは野俗を變して以て風化に靡かせんが爲なり豈に彼の情に任せて此良民を損ぜんや宜く國司懇懇教諭すべし若しなほ改めずんば法に依りて科處せよ厥れ夷を置く諸國も亦同く之を準ぜよと

第四節 土蜘蛛蝦夷奴婢となる

桓武の朝に於て斯く蝦夷を處分せられたるを見れば其以前の朝廷が蝦夷土蜘蛛其の他暴神若くは八十魁帥<sup>ハツクダウ</sup>を撫恤せられたるの事情を推測するに難からず蓋し日本人種が此等の土人<sup>アンクロサ</sup>を遇するはクソンが北米土人を遇せし如く之を排斥したるにあらず又西班牙が

南米土人を遇せし如く之と雜婚したるにもあらずして別に一種の方法を以て之を安堵せしめたるなり其の方法とは何ぞや奴婢となしたる事是なり余は我が邦古代に於て奴婢の制意外に廣汎なりしは近畿地方にありて征服せられたる蝦夷の子孫多かりしに因るならんと推測するものなり日本古來人民に良賤の別ありき良は則ち公民なり自由民なり賤は則ち社會に齒せられざるものなり余は大寶令を讀みて賤民に四種の別あるを知る

第一は官<sup>○</sup>戸<sup>○</sup>なり官戸とは律に因り没官せられたるもの謀反大逆に因り父子没官せられたるもの若くは家人奴婢が主及び主親を奸して生める男女なり故に是れ良にあらずと雖も素とより日本人種なり

第二は陵<sup>○</sup>戸<sup>○</sup>なり是れ陵墓を守るものなり是れ亦日本人種たりと雖其の職賤しさが爲めに自然賤民に屬せしならん

第三は 家人なり是れ亦日本人種なりと雖も代々部曲カキベに屬せしを以て自ら倍臣の姿となりしものなり。

第四は 公私の奴婢なり歴史は吾人に向ひて此の奴婢は如何に發生せしやを告げずと雖も三韓の捕虜は確に其の中にあり故に余は其の多數は土人則ち蝦夷ならんと推斷するなり。

以上の賤民は特に公民と交際する能はざるのみならず各賤民の間に於ても法令を以て互に結婚することを禁ぜられたり令に曰く

凡陵戸官戸家人公私奴婢皆當色爲婚コトヲ

當色とは各種族と云ふが如し之に色と云へる文字を用ひたるは最も注意すべき所なり斯くて令の義解に因れば異色相娶りて生める男女は情を知れるものは重きに從ふものなり則ち比較的賤者に屬するものなり官戸陵戸家人の中には官戸最も軽くして二色は重く公賤は軽くして私賤は重し故に生まれたる兒は重きものに屬するなり陵戸

家人の間に生まれたる兒は母に從ふと去へり之と同く賤民と良民と情を知らずして結婚して生める男女は良民に屬し逃亡して生める男女は賤民に屬せしなり以上の如く良賤の間に於ても又賤民各色の間に於ても結婚の方法極めて拘束せられたるは全く當時社會組織に於て階級を重んじ系統に因りて尊卑を分ち血液を混淆せざらんとの精神に出でたるを知るべし。

### 第五節 奴婢の賣買

家人と奴婢とに對し本主の使用權に於て如何なる區別あるやは令に於て略窺ふを得べし令に曰く

凡家人所生子孫相承爲家人皆任本主驅使トシ唯不得盡頭驅使謂假有家

八者放三兩人一友賣買

之に因りて之を觀れば奴婢は賣買するを得且每頭驅使するを得たり



しも家人は賣買する能はざるのみならず、唯々其の一家の戸主若くは丁年男女兩三名をのみ駆使するの權ありしなり、

破 黃 福 論

余は大化の新政の詔勅に於ても良賤結婚の制之と同一にして良賤の間に生れたる兒は凡て賤に屬せしめられたるを見て、此制度は日本古來血統を重んずるの習慣法を持續したるものたることを認むるなり、此の如き奴隸は當時日本社會の下層に充滿せしなるべし、余は聖德太子が蘇我氏と共に物部大連を滅したる後、攝津國に於て四天王寺を造り、大連の奴の半と宅とを以て大寺の奴と田庄タテとなしたるを見る、之に因りて之を觀れば物部氏の田園を耕せしもの大約奴婢ならずや、當時奴婢の相場は古記に存するものあり、東大寺奴婢藉帳に曰く、

天平十八年、奴一人(三十九歳)車匠、稻一千四百束、奴一人(二十五歳)稻一千束、奴一人(二十歳)稻一千束、奴一人(十一歳)稻六百束、婢一人(二十五歳)稻一千束、

奴 婢 の 賣 買

同十九年、婢二人(三十三歳、十一歳)稻一千二百束、

同二十年、婢三人(三十三歳、八歳、五歳)奴(四歳)錢二十貫文、天平勝寶二年

(世馬)奴一人(年二十四)稻九百束、(同)奴一人(年十五)稻八百束、(丹後)奴一人

(年二十七)稻一千束、(美濃)奴一人(年三十四)稻一千束、(同)奴一人(年二十二)

稻一千束、(同)奴一人(年十五)稻七百束、(同)婢一人(年二十二)稻八百束、(同)婢

一人(年二十)稻八百束、(同)婢一人(年十五)稻六百束、(但馬)婢一人(年十九)稻

一千束、(同)婢一人(年十七)稻九百五十束、(丹後)婢一人(年二十)稻一千束、

故に奴婢の賣買は頗る廣汎に行はれたるものなりしなり、

今の班田の方法を閱するに、官戸は良人と同一に班田を受け、家人は其三分の一を受けたることを知るべし、去れば當時奴婢は到處に存在したるにて、殊に關東の如く蝦夷の叛亂常なき地方に於ては大方は蝦夷降俘が其の儘奴隸となりて土地を耕したるもの多かりしならんと推測するなり、世俗皆云ふ、富士見十三州には三平二滿サツヘニミツの婦女多しと是れ

蝦夷の血液を傳ふるもの多きに因らずんばならず、

### 第六節 家人奴婢の解放

前文述ぶるが如き次第なるを以て、天孫人種降臨の時に當りて、大八洲の中に生存したる土蜘蛛、蝦夷の類は、排斥せられたるにもあらず、雜婚せられたるにもあらずして、奴婢として安堵し、奈良朝大寶令を制する頃、及びしなり、此の奴婢は爾來如何にして其の形跡を没するに至りたりしか。

余は人情の自然の道理が日本に於て此の奴婢の弊習を滅絶したりと云ふを躊躇せざるなり、抑も他人を拘引掠奪して之を賣買する事は其の行爲盜賊に均しきを以て、大寶令に於ても、貞永式目に於ても、又其の以後に於ても、又徳川時代に至りても常に之を禁止したり、唯々凶年飢歲に於て父母が其の兒女を賣り、若くは兒女が父母の爲に其の身を賣

るの一事は、時の政府、或は之を許せし事ありと雖も、畢竟是れ一時の權義にして常に然りしにあらざるなり、去れば奴婢の如きも、累代主家の爲に養はるゝに至りては、主従の情誼自ら其の間に發し、其の賣買は自ら止むに至りしが如し、奴と云ひ婢と云ふ、其の名は滅せざるべし、然れども事實は地主と小作人、僱主と被僱人との關係となるに至りしなり、

#### (甲) 家人の發達

余は此の點に於ては先づ賤民の一種たりし家人の變遷を叙して、讀者諸君が當時の事情を觀察するの一資料に供せんと欲す、抑も家人は前に述べし如く、奴婢に勝ること僅に一級にして、班田の場合に於ても、公民の三分の一より多くを得る能はざる程のものにてありき、然るに平安の朝の末に至りては、彼等は既に社會に羨望せらるゝ一種族となれり、源氏が朝命を奉じて一族家人を率ゐて千葉氏を上總に征し、阿部氏、清原氏を陸奥出羽に討せし頃には、東國の武士等が戰功を立て、武名を

破 黃 禍 論

揚げ、莊園を管領して其の利に浴するの途は、偏に源氏の旗下に屬して、其の戰爭に與力するにありき、素より一箇の義勇兵に過ぎずと雖も、死生を共にする一事は君臣の情誼をして其の間に發せしめたり、之を家禮(後には家來)と云へり、終に家人と混同するに至りしもの、如し、抑も一年京を守り三年防を守るは、公民正丁の義務なり、而して之と同時に課役を免れたり、課とは調租なり、役とは庸役なり、賦役令此の如き恩典を受くるは非常の利なるを以て、主綱紐を解くに當りて地方の公民自ら衛門若くは兵衛と稱して代々其職を傳ふるものあり、之を稱して武士と云ふ、此武士實に源氏の家人なりしなり、而して源氏亦實に藤氏の家人なり、平氏起るに及び諸國の武士又平氏の家人たりしものあり、藤氏の諸族が其の莊園を管領するにも、亦此の家人を用ひたり、當時莊園天下に治ぬし、故に諸國の武士皆家人たらざるはなかりき、余は當時武士が如何にして顯門右族の家人となりしやの事情を示さんが爲め茲に左の

一文を引證して讀者の一覽に供ずべし、

(後三年の時)義家乘に告げて曰く、我が隨一の安部宗任此度西國に降りて、自然の時先登なく心苦しく覺えしに、今景政武總を得たり、義家も果報ものなりと、權五郎景政其夜義家に謁して曰く、宗任は降伏の人二心の老武者、何の用にか立つべき、又秩父の十郎は平國香の末葉源家譜代の家臣にあらず、景政は先祖加藤六孫王に仕へ奉りしより五代嘗て二心なしと、(後三年軍記)

鎌倉府の起るに當りては關東譜代の御家人と云へる家柄は最も世に時めきたるものにてありき、人は武士花は櫻とは封建時代を通じて御家人の名譽を表彰するものなり、嘗て大寶令及び其の以前に於て賤民に屬したりし種族が斯くも社會に重ぜらるゝに至りしは豈に非常の變遷ならずや、

(乙) 奴婢の解放

## 破 黃 編 論

此の如き時に當りて奴婢も亦従前の奴婢にあらざりしなるべし、抑も此の點に於ては日本社會事彙に引證せる増田于信氏の調査及び史論に掲載せる和田英松氏の調査は最も詳密なるものなり、余は今之に依りて余が觀察する所を述べんに、一條天皇の長徳三年紀元一六五七年但馬國朝來郡に先祖買賣貯ふる所の奴婢の子孫が兄弟相打撃したる事實あるを見れば、當時尙ほ累代の奴隸ありしを見るべし、又西行法師の筆なりと云へる撰集抄に(紀元一八五〇年頃)

過ぎし比越後國村上と云ふ方にまかり侍りたりしに、彼里は海のほとりにて奥よりの津にて貴賤あつまりて朝の市の如し、たゞ海の魚くず山のこのみ、絹布の類をうりかふのみにあらず、人馬の族を賣買せり、其中にはいとけなく又さかりなるは申におよばず、頭はしきりに霜雪をいたゞき、腰にはそゞろにあづさの弓をはりかゞめて、今日あすともしらざるものゝ、しばしの程の命を盗みけんとして、そこばく

の偽を構へ、人の心をたぶらかして賣買事を見侍りしに、すゞろに泪のこぼれて侍りき、

とあり、去れば平氏の亡び源氏の起りし頃には、越後邊には奴隸の賣買盛なりし也、然れども當時は都會には左まで行はれざりければ、西行は奇異なる習俗として斯くは記したるならん、舊史に依り鎌倉時代には海内人民大に肩を息めし事を知る、故に奴婢賣買の習俗も大に衰へしならんと信ずるなり、然れども足利氏の初に當りては尙ほ其の習俗の残れるものありき、余は茲に和田氏の人身賣買中の一文を引證せん、

## 家 人 奴 婢 の 解 放

嘉吉中(二一〇一年)——二一〇三年(行泰が僕鵠の又四郎を十貫文にて立野の上田に賣りしも、又四郎自ら金十疋を出して其身を請出して暇をとる、然るに其住宅大乘院領内にあるを以て、福壽院辨舜法眼のもとに出入したるを、辨舜普代の奴僕と稱して、質物に入置きしかば、又四郎之を大乘院に訴ふ、さて辨舜の申狀、理なきを以て主従にあ

らざるよしの起請文を又四郎に遣し、又四郎よりは、其子愛満丸をば  
大乘院へ進るよしの證文を出したり、

又香取文書に據るに、文明五年(一一三三年)に香取津宮の住人左近次郎  
五年を期して身を賣りし事も見えたり、去れば當時尙ほ斯る習俗の全  
く滅絶せしにはあらざるべし、然れども戰國亂離の世を經過し、徳川氏  
の世となりては奴隸は殆ど其の跡を絶ちしが如し、宮川南谿の西遊記  
に日向地方の奴婢に就て一の話を載す、云く、(三四五五年寛政の頃)

日向邊の農民富有なる者は、一生買切りにしたる奴僕を多くもてり、  
いかなる事ぞと問に、米良五箇、其外此近國の山中より出る奴僕の親  
たる者へ、鹽一俵米五升計を與へて、其子を一生ふつゝに買切事也、山  
中の者は賑なる地へ出る事を面目樂しみとして、親たるものも、子の  
出世する事のやうに覺え、子たる者も悦すゝみて出る事なり、かくの  
ごとくにして一生を買切りたる奴僕は、たとへ打殺しても、其主人の

破 黃 關 論

家 人 奴 婢 の 解 放

心任にして親もとより一言のうらみいふ事なし、男女ともに此通り  
の奉公人甚多し、田地多く持たる農民は多く召かゝへ置ゆゑに、其者  
ども私通して出生する子をも深く禁せず、主人よりも厚く世話して  
養ひそだつるなり、之を庭の子といひて、譜代相傳の奴僕にて、わけて  
其家を我家とこゝろへ居て、眞實忠勤をつくす事なり、主人家の娘を  
嫁せしむる時には、かならず此婢女を添てつかはすなり、もし奴僕主  
人の氣にそむく時は、主人のこゝろ次第に賣拂事也、一生を託せる家  
の事なれば、其主人家を實にわが家と心得、大切に忠を盡すゆゑ、主人  
もまた我子のごとく覺えて、恩愛ふかし、まことに主従の心厚くみゆ、  
今上方にて人を賣買事はさびしき御制禁にて、世の中にもおそろし  
き事のやうにおぼえたるは、人を賣買といふ事は遊女ならてはなき  
事にて、其上其買出すといふは、其親に納得して賣たるにはあらで、人  
の子をかどはかしきたれる者なれば、その親々の歎きかなしむ事ゆ

三三  
 系、御制さんとはなれるならん、日向邊の人の賣買はこれに似も寄ら  
 て、其親も悦び子も悦ぶ事なり、上方のごとく賣與ふべき事ならねば  
 夜中に幼き子を捨て、折あしく人なければ、犬猫の食となるのあはれ  
 なるにははるかに勝れり、

上方の主従と云ふは名ばかりにて、近來は主の方より、反て奴僕のみ  
 げんをとりてめしつかひ、奴婢よりは反て主人を目下にみて、つとめ  
 てやると心得、春秋の出代時をまちかね、半年／＼にて主従あたらし  
 くなり、其前の主人にゐる内より、先きのあり附どころを約束し置て、  
 出たるあとにては主人家の事をそしり笑ふ事、讐敵のごとし、奴婢か  
 くのごときの心ゆゑ、主人も召遣ふ内は、随分おもてむきは奴婢のさ  
 げんをとりて、逃さらざるやうにすれども、内心はわが家の奴婢を餓  
 鬼の如く思ひいるなり、かくの如くなる故、主従の恩義年々に薄くな  
 り、(中略)月々年々に忠孝よりも禮儀よりも、金銀を尊く覺ゆる風俗に

なりゆくなり、武家はかく別なれども、三都の町家は、たとへば奴婢い  
 かやうの無禮不法をなしても殺す事は扱置、こぶし一ツ與ふる事も  
 ならず、もし怒りに乗じて打たゝきなどする時は、公邊殊の外むづか  
 しくなりて、其主人なんぎを蒙り、つひには家をも破る程に至る、此の  
 ゆゑにいかなる無禮不法ありても、主人は身を思ひ、家をおもひて奴  
 婢に屈し居り、奴婢は此事を知りぬる故、主人を恐るゝ事なく、いかや  
 うの事をなしても其家を追出さるゝばかりにて、其隣家に奉公して  
 も、前の主人よりさしかまふ事ならず、主人家は笑ひをしられて、家の  
 悪聲を世間に弘むるばかりなり、名は君臣なれども、畢竟は寄合の傍  
 輩同様の交りゆゑ、主人のいせい年々に薄くなり、奴婢の心月々につ  
 のりゆく、それゆゑ奉公はらくなる事になりて、百姓たるものゝ子も、  
 皆々都會に出るやうになり、田地を耕す苦勞をまぬかれんとするゆ  
 ゑ、田地年々に荒れ、都會の遊民は月々に多くなり、世けん自然に困窮

にも及び、奴婢の給銀も、むかしとは以の外に高料になりて其働は前  
 前の十分一にも不及事なり、斯のごとく君臣の禮儀下々より亂れ來  
 るゆゑ、おのづから中人已上にも其風うつり及びて、禮儀廉耻の風儀  
 薄くなれるならんか、何分にも君臣の禮は嚴重にて、殺活の權柄をも  
 司どる事にあらざれば、風儀の厚くなる事はあらじ、明の亡人舜水先  
 生常陸にゐられし時、纔に百石二百石の侍にて一人召つかへる奴僕  
 も其主を敬するをみて、大に感心し、我明朝も君臣の禮儀かくの如く  
 正しくば、むなしくほろびはすまじきものをとて、なみだをながされ  
 しとぞ云といへり、云々

抑も社會主義者は此の文を讀みて如何なる感覺を發すべきか、南谿は  
 日向地方に奴婢の習俗の行はるゝを見て之を羨み、當時上國に於て奴  
 婢と云ふは唯々名のみにて全く傭人と被傭人との關係となりしを歎  
 じ、朱舜水の語を引きて其の意見を強めたるなり、余は其の意見に同意

するものにあらず、唯々奴婢と主人との關係は徳川氏の時に於て既に  
 此の如く變遷せし事を證せんと欲するものなり、

之を要するに土蜘蛛蝦夷の子孫の嘗て奴婢として使役せられたるも  
 のも、歲月の經過と人情の道理とは之をして自由の民とならしめたる  
 なり、茲に至りて離婚も大に行はれたり、血液も非常に混淆したり、故に  
 今や吾人は殆んど天孫人種と蝦夷との區別を識別する能はざるに至  
 れり、然れども人情には自ら好悪あり、川柳點に曰く破鍋おれなべに綴蓋むすぶたで兒が  
 杓子しやくし顔かほと是れ下等社會の常なり、去れば若し吾人にして醜美の極端を  
 查察すれば今日と雖も人種の異同を識別し難きにあらざるなり、

### 第七節 蝦夷隼人絶滅せず

日本内地に發見せらるゝ所の石器陶器の類は非常に粗野なるを以て、  
 之を用ひたる人種は既に其の跡を絶ちたるものと想像するもの多し、

醫學博士小金井良精氏は遺跡より發掘したる遺骨のアイヌの骨に類するを以て、之をアイヌ人種なるべしと云へり、  
 英人ジョン・バツチエラー氏はアイヌ人の口碑に遺れるコロボツクル人種を以て、北海道に於ける原住民なることを唱へたり、  
 理學博士坪井正五郎氏は北海道に發見せるコロボツクル人種の遺物と内地に發見せらるるものと酷似せるを以て、内地に於て石器類を留めたるものもコロボツクル人種なるべしと云へり、  
 然れども古昔東夷と稱して日本武尊若くは阪上田村麿等に反抗したりし蝦夷は仲々猖獗なり、余は「アイヌ」若くは「コロボツクル」は決して此の如き働きを爲し得べしとは信ずるを得ざるなり、故に彼の石器及び土器を用ひたる人種は「アイヌ」若くは「コロボツクル」なるやも知るべからずと雖も、彼の所謂蝦夷は之と別なるものにして、其の子孫は依然として存在することを疑はざるなり、

之と同く九州に於ける熊襲隼人の族も久く日本人種と混同せずして、別種として待遇せられたり、熊襲の名は早く史上に没したりしが、隼人等は久く天皇の宮牆の傍にありて吠狗に代りて事を奏するの役を奉事せり、去れば歴史は其の祖先を火闌降命となし、火闌降命戰敗の結果として俳優の民として朝廷に仕ふるものとなせり、而して王朝の末に至るまで常に薩摩より此の隼人を貢じたりしなり、之に因て、之を觀るに隼人も亦絶滅したるにあらざるなり、

賦役令に曰く、(國史大系第十二卷百十一頁)

凡そ邊遠の國、夷人雜類ある所にして、調役を輸すべきものは、事に隨て斟量せよ、必しも華夏に同せざれ、

其の分註に曰く、夷は夷狄なり、雜類とは亦夷の種類なり、華夏とは中國なりと

去れば大隅薩摩は古來班田の制も行はれざりし事は史に明證あり、關



東にも亦殆んど行はれざりしが如し、要するに夷人雜類の多かりしが爲めならん。

### 第八節 蝦夷隼人勢力ある者にあらず

之と同時に、彼等の子孫が非常に勢力を有するが如く信ずるも亦誤謬なり、余は數々之を聞く、薩摩武士は隼人の末葉たるが爲に慄悍なりと、又之を聞く、嘗て源氏若くは足利氏の旗下に屬して海内を蹂躪したりし關東武士は、史上に於て東夷と稱せられたり、是れ東夷の裔孫たるが爲めなり故に死を恐れざりしなり」と、

然れども關東の人民の勇壯なりし事は、夙に高野天皇神護景雲三年の勅にも見ゆ、曰く

是の東人は常に云く、額には箭は立つとも、背は箭を立てじと云ひて、君を一つ心を以ちて護る物ぞ、云々

是れ陸奥、蝦夷征服以前の事なれば、其の所謂東人は日本人種ならざるべからず、蓋し日本人種の關東に移殖したるものは、常に蝦夷と戦はざるべからざる事ありしかば、自ら勇武なる教育を受けたるなるべし、余は將門記を讀みて、藤氏の殖民の東國に勢力ありし事を認め、又源氏の家人の中に於て、所謂八平氏の強大なるを見て、平氏の移殖の少なからざるを知る、要するに、關東武士は決して蝦夷の裔孫にあらず、而して薩摩武士は島津氏の祖先忠久以來、鎌倉武士の移住したるもの頗る多し、決して吠狗を事としたる隼人等の末葉にはあらず、抑も蝦夷隼人等は、其の智力及び骨格に於て頗る日本人種に劣れるものなり、若し其の雛形を求むると決して難からず、須らく吾人の爲に今日田畑を耕やし、若しくは炊事に従ふものを見よ、其の容貌大に上等社會と異なるあるを認め得べく、余が有する談洲樓焉馬の書に、釜の畫に題して

臺所唐人たちも朝夕に

我がひの本をおろそかにすな  
と云へる句あり、臺所唐人なるもの多くは蝦夷若くは隼人の子孫にあ  
らずや、

### 第九節 天孫人種は白色なり

天孫人種の子孫は之に比すれば頗る優秀なるものなり、此の點に於て  
は余は史學に於て特眼を有する久米邦武氏の人種論に關して一言せ  
ざるを得ず、氏が京都に美人多き所以を説明するを聞くに、曰く京都に  
美人多き所以は決して天孫人種の血多きが爲めにあらずして、往昔日  
本に采女と云へる奇制ありて、諸國の美人を徵收して朝廷に奉侍せし  
めたるが爲めなりと、余は平生久米氏の史論に感服すと雖も、此の一論  
に至りては異議を述べざるを得ず、若し夫れ人間の子を生むに當りて、  
女は常に女を生み男は常に男を生むものならしめば、采女の制ありし

是は常に女を生み男は常に男を生むものならしめば、采女の制ありし

破 論 黃

天孫人種は白色なり

論 破

が爲に、京都に美人多しと説明せらるゝも、強ち非倫にはあらざるべき  
も、男子も女子も共に夫婦の間に生るゝものたる以上は、如何ぞ此の如  
き論法を以て京都に美人多き所以を説明するを得んや、近時京都美人  
に四萬圓も雪と云へる者あり、外國人間にも評判となれるが如し、然れ  
ども京都は女子のみ美人なるにあらざるなり、  
又歐米旅客の記事に往々日本人種を論ずるに當りて婦女を白色とし  
て男子を黄色とするものあり、男女を區別して人種を論ぜんとするは  
至當なる觀察にあらざるなり、

濠洲の博愛主義者コール氏は嘗て「白濠洲不可能論」を著し、面色の黑白  
は日光の作用に外ならざる事を論じ、日本に渡來し北海道に遊び、其の  
住民の白色なるを見て、其の説の違はざる事を認め、歸りて東京に來り、  
余に此の事を語りし事ありき、余は我が北地住民の面色の殊に白きこ  
とを知る、然れども全軀に於て我が日本男子の面色は決して黄色にあ

らざるなり、其の歐米人種に比して揚らざるあるは、其の修飾の足らざるが爲めなり、試みに數月間歐米を旅行して歸朝せしものを見よ、其の色艶殊に可なるものあるべし、唯々我が邦男子は從來武士道の習俗に染みしを以て、邊幅を修飾するを恥辱としたり、是れ其の面色の美ならざる所以なるべし、然れども若し之に修飾を加ふるときは、好しアンゲロ、サクソンの上等人種には及はずとも、其の下等には勝るなるべし、テ人種に至りては、余は共に馳駢して多く劣らざることを見るなり、余は暫く婦人に關しては論ぜずして特に男子にのみ觀察を限らんに米國市場に於ては日本男子はポルトガル、スバニス等よりは婦人の愛を博すと聞く、是れ必ずしも日本男子の自負的報告にも非ざるが如し、日本人種の智力の發達に至りては余は嘗て之を論述せり、樂天錄中日本人種論故に今多く語るを欲せざる也、唯々其の佛理は印度支那より輸入したるも、今は印度支那よりも造詣する所あり、繪畫彫刻は支那よ

り輸入したるも、今は支那より發達せる所ありと云ふに止むべし、而して歐米の文明に接するに至り僅に半世紀の間に於て十分に之を利用せしかば、今や歐米人の評語にも其の智力決して歐米人に劣らざることとを云へり、

故に余は日本人種の本體たる天孫人種は一種の優等人種たることを疑はざるなり、此の人種は天の如何なる方面より降りしかば、實に史上の疑問なり、然れども其の言語文法より推斷すれば、サンスクリットベルシヤ等と同入種にして、言語學者が稱してアリヤン語族と云へるものに屬するや、喋々を要せざる事なり、

### 第十節 露人は韃靼種なり

且露人の所謂黃禍とは韃靼人の嘗て歐洲に禍したるを意味するもの如し、若し果して韃靼人の侵入を以て黃禍なりとせば、余は今日の露

破 黃 禍 論

人は却て黃禍なることを見るなり、抑もルス及びスラボ人種は匈奴人種の後を追ひて黒海の北濱に移住したるものにして、亞細亞人種なるが如し、而して西歴一二二三年より元の大祖成吉思汗は南露に侵入し、其の子バツイに至りて一二四三年にボルガの下流サライに其本營を置き、北はモスコイを併せ、西ダニュープ河口に達する渺茫たる曠原を統治せり、此の新汗國を稱して欽察キチヤク又金黨ソロダヤと云へり、露國の諸侯強硬なるものと雖、皆之に服従したりしなり、英國の博士ドナルド、マクケンジ、イウアルレイスは當時の形勢を序して曰く、  
 イワン、カリタ(一三二八年ウラヂミール大侯となれり)の炯眼早く韃靼の朝に殊遇を得るは黄金の力最も確實なることを看破し、家に在ては節儉貯蓄せし處黨ソロダヤ地に往きては縦横揮霍、又斯くの如くして得たる寵遇を固くせんが爲めには、汗の族と婚を連ぬるを猶豫せずと

露 人 は 韃 靼 種 な り

韃靼の血は此の時よりして露國皇室當時は侯なり)に入りしなり、而してワシリー第二世の時(一四四二五年)に至りては更に著明なるものあり、露國史家イロワイスキイロワイスキの著露國史に曰く(經濟雜誌一一二二號にあり、本田幸吉氏譯)  
 此内亂の際韃靼人力を奮ひてワシリーを援けたり、元來モスコイ諸大侯は金ソロダヤ黨の王子侯伯等の手兵を率ゐ來屬せる者を扶持し來りけるが、ワシリー二世殊に此輩を愛重し、或は登用厚俸を給し、或は采地を與へ、又或市府に封じて租税の徵收を許す等寵遇至らざるなかりき、是を以て戰時に當りては彼輩常に手兵を率ゐ、二世に屬して鋒鏑に當り、時に或は侯の爲に同族に向てすら戈を執りしこと少なか  
 らざりき、其中若きは改宗洗禮を受け、モスコイ貴族の列に入りし者あり、露の華胄韃靼の苗裔多きは此の故なり、ポウリスガヅノブの後モスコイの帝位に登れり)

故に元の子孫がボルガ河邊にありて韃靼人種を率ゐて露國を制御することは一十三百年代の初より一十五百年代の末に至る三世紀間に涉れり、此の際韃靼人種の血は露國の侯伯華胄の中に混入したりしのみならず、自ら封侯となりしこと、恰もセルマン種族の酋長が羅馬帝國の各地を分領したるが如きことを見るべし、加之韃靼の勢力が露國に衰へたるを見るに、決して其の人種が露國より排斥せられたるにあらざるなり、一十五百年代の末に至り、イワン三世大侯の位に即くに當り、金黨の勢威漸く衰微し、版圖分裂して二大邦起れり、一をボルガ中流の加森王國とし、一をアゾフ海附近の曠原並にクリミヤを包括するクリミヤ王國とし、イワン四世加森國と戰ひ之に勝ちたりと雖も、クザミヤの汗は却てモスコに侵入し之を燒きたり、是れ一五八〇年の頃なり、其の後國中紛亂し侯伯相呑嚙するの間に韃靼人種は全くスラボ人種と雜婚して別つべからざる者となりしなり

り、故に露國の華胄には韃靼人種の系統を傳ふるものあり、其下層には韃靼人種の血を混入するものあり、去れば黃禍と云へる語にして韃靼人種の侵入を意味するならば、余は却て露國が滿洲を占領するを以て黃禍なりと云はんとするなり、

### 第十一節 日本人種はアリヤン語族に屬するものなり

日本人を以て支那人と同一人種なりと論ずるは、蓋し無學なる旅客の皮相の見に過ぎざるのみ、日本の古昔支那人の歸化せしもの實に多し、支那人の血日本人種の中に混濬せざるにあらざる、然れども之を以て國民の本體を混同すべからざるなり、

余は躰格上に於ても支那人と日本人とは非常の相違あるを見る、支那人は長大なり、日本人は倭小なり、支那人の面は圓平なり、日本人は面高

なり、支那に於ける理想的美人は寧ろ益に眼鼻なり、日本に於ける理想的美人は寧ろ團十郎鼻を有するものなり、以て二國民好尚の差を知るべし、然れども余は更に重大なる相違あるを見る、何ぞや、言語文法の相違是なり、

譬へば日本に於て

私は水を飲みました、

と云ふは、支那に於ては

我既飲水

と云ふなるべし、日本に於ては水と云へる物躰格は飲むと云へる動詞の前にあり、而して支那に於ては其の後にあり、加之のみならず、飲みましたと云ふが如く、ましたと云ふ動助詞は動詞の後にあれども、支那に於ては動詞に時の變化なくして其の前に既に云へる副詞を添ふるなり、是れ豈に文法に於て非常の相違にあらずや、又名詞に於ても日本に

破 黄 禍 論

りなのもるす屬に族語ンヤリアは種人本日

は「テニヲハ」を用ふれども、支那には「テニヲハ」なく又語尾の變化もなし、譬へば日本に於て物躰格の場合には、

水を飲む

と云ひてをの字を付し、主格の場合には

水が流る

と云ひて、がの字を付すれども、支那に於ては

飲水 水流

と云ふが如く、水と云へる字は主格の場合も物躰格の場合も變化なきなり、此の如き言語の相違あるもの豈に同一人種たることを得んや、藤井貞幹は其の著「衝口發」に於て、日本の古語に支那語の混入せることを指摘して曰く、

地蟹 蜂蟬 菊死 椎

右西土ノ音ノマ、和訓トスル者と

是れ蓋し後世隋唐と交通を開きし以前より、我が邦に入りし語なりと云ふなり、若し此の類の語を求むれば

馬ウマ 梅ウメ 貝カヒ 奥オカ (山の奥)

破 黃 福 論

などの類尚ほ多かるべし、然れども國民の本體は之に據りて支那人なりと斷言する能はざるなり、往時の史家我が皇祖を以て吳の太伯の末なりと見做せしものもありき、然れども余は其の言を以て暫く彼の熱心なる愛國者の如く無禮なりとして叱責せざるも、如何なる證據ありて斯くの如き意見を立つるやを質さざるべからず、單に筑紫日向は吳國に近しと云ふを以て之を斷ずるは妄斷なりと云はざるべからざるなり、

或ひは曰く言語は死亡し易きものなり、古來北方の夷狄支那を征服せしも、言語に於ては大約支那に征服せられたり、此の如き實例世に多し、本居宣長の如きすら、常世國トヨコノクニを以て支那たることを許せり、故に天孫人

種は支那より來りたるなれども、言語に於ては土人則ち蝦夷の言語に打勝れたるなりと、

余は此の點に於て先づ天孫人種は如何なる言語を用ひたるやを研究せざるべからず、之に關しては第一に素盞鳴尊スサナリノミコの歌に

八雲たつ出雲八重垣妻こめに

八重垣つくる其の八重垣を

とあるを問題として研究せん、

此の歌は或ひは後世の偽作なりと論ずるものあり、然れども余は假りに此の歌を以て尊御自身の歌にあらずとするも、書紀にも、古事記にも、舊事本紀にも、同一に記載せらるゝを見れば、文字の傳はりし以前久しく言傳へたる者にして、天孫人種の用語なりと證せらるゝに足るべしと信ず、況や之に次きて大國主オホクニミコ命ノミコトの歌、其の嫡妻須世理媛ムセリヒメの歌、瓊々ユヅリ杆ノミ尊ノミコの歌、豐玉トヨタマ媛ノミコトの歌、神武天皇の歌、凡て皆同一言語なるをや、若し天孫人種

破

の用語は支那語なりしも、此の邦に渡來せし後土語を以て、此の歌を詠せられしなりと云はゞ、天孫人種の固有の用語を以て詠じたる詩文も少しは史上に残存すべき筈なるに、凡て此の種の用語なるを見れば、天孫人種の言語は之と同一のものたりし事を斷言するを得べし、或は曰く王仁は百濟の人なり、然れども我が邦に渡來せし後、忽ち

黃

難波津に咲くやこの花冬こもり

今は春べと咲くやこの花

禰

と詠じたり、外國人と雖も、土人の語を以て歌を詠じ難きにあらずと然れども余は百濟、新羅、高麗等は素とより日本と同一語族に屬するものにして、當時と雖も大なる相違なかりし事を信ずるものなり、故に其の詠歌は自由なりしなるべし、之を以て支那人が日本渡來後忽ち土人の用語を以て歌を詠じたるの證とは爲し難かるべし、

論

去れば右「八雲たつ」の歌を以て天孫人種の用語なりとするに、其の用語

りなのもるす屬に族語ンヤリアは種人本日

は全然吾人が今日用ふる所の言語と同一なることを認むるを得べし、唯々「八雲たつ」は「八雲のたつ」なり、「出雲八重垣」は「出雲の八重垣」なり、凡て「テニヲハ」を略したる跡見ゆれども、是は五文字七文字となさんが爲めに、當時天孫人種の用語に「テニヲハ」なきの證とはなしがたし、此の歌中にも「妻こめに」と云ひ、「八重垣を」と云へる「テニヲハ」あるをや、去れば余は天孫人種の用語は吾人の今日の用語と同一なりしとを認め、さて今日吾人と同一なる言語文法を用ふるの國あるやを調査せんに、韓國に關しては赤峯瀨一郎氏の日韓英三國對話に曰く、今我れ日韓兩國の言語を比較して觀るに其類似したる形情の實に我か意想外に出たる事ども最多し

第一に 同音の詞多き事

第二に 文句を成すに目的格(物躰格)にある名詞と動詞とか保つ

位置の同一なる事



第三に 形容詞と動詞が同一の規則に因りて變動する事

第四に 「テニヲハ」の種類と用法とが全く同じき事

斯くて氏は其の例證を示されたり、其の一に曰く

日本 オモガアル

朝鮮 オモカインヌンカ オモカイツン

譯母親ハハが有るか 母親ハハがある

日本 オモカナイカ オモガナイ

朝鮮 オモカオプヌンカ オモカオプツ

譯母親ハハが無いが 母親ハハが無い

オモハハは已ハハにハハ日本にては死詞となりしかど、萬葉二十の歌に

唐衣裾カハコウロウズに採りつき啼ナクく子等を

置きてそ來ぬや母ハハ無ハハにして

とあり、と

余は赤峰氏の此の例證に因りて朝鮮語と日本語との同族たることを認むるに十分なることを信ず、

余は滿洲並に蒙古の文法が日本と同一なるに就いては、嘗て拙著「古代の研究」に於て論述せし所なりき、故に今又反覆せざるなり、

### 第十一節 (前節の續き)

從來言語學に於てサンスクリット、ペルシヤ、チポール等の國語をアリヤン語族と稱し、歐洲諸國の言語を其姉妹語となし、トルコ、ホンガリー、蒙古、滿洲、朝鮮、日本其の他未だ十分に研究せざる國語をチユラニヤン語族となし、アリヤン語族と區別せり、然れども余を以て之を見るに、是れ全く研究の足らざるに職由するものにして、若し言語學者にして十分に之を研究せば、以上列舉せし諸國の言語は互に姉妹語となるべきことを疑はざるなり、

余が以上の國語の姉妹語なりと云ふは、其の要部の同一なることを謂ふなり、何をか要部と云ふ、余は第一に名詞に於ける格語尾、若くは後置詞、則ち「テニヲハ」の變化、第二に動詞に於ける變化の規則を云ふなり、名詞動詞は往々外國語を引用す、譬ば

余は諸君に一言せん

と云へる一文の中に於て、余も、諸君も、一言も凡て日本固有の言語にはあらざるなり、然れどもはとにとせんとは、日本語にして、之あるを以て如何なる外國語も日本の文法中に運轉せらるゝなり、

はも昔はは「ha」と響きたり、然るに今は「wa」と響くべし、「テニヲハ」に於ても、音響の變化なきにあらず、然れども余は名詞動詞等に於ける音響の變化よりも少きことを認む、

名詞に於ける音響の變化は譬へば河、岩、井、戸、小、白の如し、凡て吾人は古音を發せざるなり、

動詞に於ても「はひふへほ」の變化、譬へば救ふ、救はん、救ひ等の如きは、凡て吾人は今日「わゐるゑを」の音を發するならずや、今日吾人は同一の假名を襲用すと雖も、若し羅馬字を用ひて之を記するに於ては、全く別字を用ひ別語となるを免がれざるべし、

且右に引證せし余、諸君、一言等は凡て支那語なれども、今日支那の發音は日本の發音とは非常の相違ありて、單に其の音響のみを聞きては、同一語たることを感ずる能はざるべし、日本の發音にも吳音あり、漢音あり、朝鮮にも一種の發音あり、支那各省亦發音を異にせり、殆んど因縁なきものゝ如し、去れば余は名詞動詞其の他の單語の系統を調査するよりは、先づ「テニヲハ」則ち後置詞若くは格語尾及び動詞の語尾變化に於て同一なる點を發見するを必要なりと信ずるなり、

後置詞「テニヲハ」及び格語尾表

りなのもるす屬に族語ンヤリアは種人本日

破 黄 福 論

日本	サンスクリット語尾	印度後置詞	トルコ後置詞	サント後置詞	トルコ語尾	トルコ後尾
wa-gū	-s	—	—	—	—	—
no-ga	-as-ah	-ka	—	-kyi	-nun	a
ni-e	-o	-tak	-la	-la	-yah	i
wo	-am	-ko	-ra	—	-yi	ra
kara-yori	-s	—	-az	-na-	-dan	—
niyori-te-de	-s	-ne	-bar	-kyis	-itchun	a
niote-de	-i	-men	-dar	na	-del	—

此表に據るに、日本に於て「船は」と云ふべき所は、サンスクリットに於ては「船す」と云ふなり、すと云ふは大いに相違するが如しと雖も、日本に於ても地方によりては「船さあ」と云へる方言あるにあらずや、トルコ、印度、ペルシヤ、チベットには全く「ハ」ガの語尾なし、然れども日本に於ても「テニヲハ」を廢する場合實に多し、「八雲たつ」出雲八重垣の類則是なり、

日本種人種はアリア語族に属するものなり

日本に於て「船の」と云ふべき場合を、トルコに於ては「船なん」と云ふなり、のとなんとは同一と見て可なるべし、サンスクリットに於ては「船あす」なり、又喉音の語尾には「ah」を付することあり、日本に於て「船が」と云ふが「の」と同一なり、船あす船あはは船がと遠からざるを思ふ、

日本に於て「船に若くは、船へ」と云ふべき所はトルコに於ては「船ゑ」サンスクリットに於ては「船え」なり、是れ同一なるべし、

日本に於て「船を」と云ふべき場合はトルコに於ては「船井」なり、古語に斯る場合に「船い」と云へる事あり、サンスクリットに於ては「船あむ」の縮音なり、あむの縮音はも若くはをに近きにあらずや、日本に於て「船より若くは船からはトルコに於て「船だん」なり、船だんはからより訛りしならん、

日本に於て「船によりて行きしはトルコに於ては「船いちゆん行きしなり、日本九州地方には「船ばつてん」など云へる訛もありと聞く、然らば亞

細亞の遠方に於て斯く訛らまじきにあらず、日本に於て、船に於てはトルコに於ては「船で」なり、日本に於ても「船で」と云へるにあらずや、サンスクリットに於て「船い」と云へり、日本の古語に於て「船い」と云へる語法ありしと思ふ、

破 黄 禍 論

余は今印度、ペルシヤ、チベット、ペルーチ等の後置詞、並に格語尾に關して一々説明せず、思ふに讀者諸君にして前表を熟讀せば、互に親族的關係あることを知るに難からざるべし、

動詞の變化に關しては、余は嘗て「古代の研究」に於て記載せし所あるを以て再録せず、唯々諸國の動詞の過去、現在、未來の變化は、全く我が國と同一にして、助動詞を動詞の後に付し、若くは動詞の語尾を變化するものにして、支那若くは歐洲諸國の如く助動詞を動詞の前に置くこと全くなしと云ふに止めんとす、

余はサンスクリットが如何に我が邦文法と同一なるやを示さんが爲

に、茲に左の一文を對譯せん、

Ishwar ihmam Jagadayata yat swam advitiyam  
 神ハ 斯ク 世界ヲ愛シ玉フ其ハ 彼ノ 比ナキ  
 tanayam pradadat yato yaha kasehit tamin  
 獨子ヲ與ヘンバナラ故ニ 何 人 モ 彼レヲ  
 vishwasishyati sovishasyaha sau anantayuh prapsyati  
 信 ブラ 死セズ 一ニシテ 永久ノ命ヲ 得ベシ

其の文法斯くの如く我が邦と同じ、故に其の單語の系統を研究せば、必ず彼我親族的關係あることを發見すべし、

サンスクリットと現今印度の語と同一なることは、左の一文に於て明なるべし、

サンスクリット kukkure-na pānyam pitam  
 印度 kuttene pāni piya  
 犬ニヨリテ 水ガ 飲ヤレシ

りなのもるす屬に族語ンヤリアは種人本日

子ポールは最もサンスクリットに近きもの、山なり、

ホ	ヒリ	カクシ	我	ホ	我
ケ	ヒリ	カクヤヤ	我	ホ	我
ケ	ヒリ	カクヤヤ	我	ホ	我

是れ余が親く子ポール人より聞きし所なり、子ポールも亦日本と同一の文法なることを知るべし、

以上の事實に因り余はアリヤン人種は全く我が日本人種と同一の言語文法を用ふるものたるを知るなり、我が天孫人種は天の如何なる方面より降臨したりしや、今や史籍の徴すべきものなし、然れども其の言語今日に至りて斯く一致せるを見れば、大和民族の祖先は嘗てアリヤン人種と同一の場所に棲息したりし事ありし事は疑ふべからざるなり、

### 第十三節 大和民族の容貌體格を秀麗

となす事決して難からず

大和民族がアリヤン語族に屬する事は最早争ふべからざるなり、又大和民族の一半たる女子を白色人種の中に數へて、他の一半たる男子をして黄色の汚名を蒙らしむるの非なるも、特に辯明の必要なきなり、故に余は大和民族の品位を高むるの方法の一二を開陳せん、

第一、日本人が修飾を事とせざるは國民的品位を下だすの第一原因なり、日本の婦女にして三十歳以上にて白粉を施すものは極めて稀なり、之に反し西洋にては五十歳以上にては其面皴を伸ばし弱やきたる衣裳を纏へり、日本男子に至りては殊に修飾なきものなり、彼等は封建武士の習俗を稟けて修飾を以て袂袴子の態となして卑めり、是れ亦美風なり、日本人の氣節をして高尚ならしめたるに就いては大に力あるもの也、然れども余は之と同時大に品位を下だすの結果あるを見る、弊褻

袍を着て狐貉を着たるものと立ちて恥ぢざるものは稀なり、余は敢て日本男子に向ひて、「ハイカラ」たれと勸むるものにあらず、然れども今日までの日本男子は餘りに無頓着なり、彼等が戰場に臨み死を覺悟する場合に於ては、大約齋藤別當實盛に倣ひ白髪を染め、香油を塗り見苦しき屍體を遺さざることに注意すと雖も、平生は衣は肝に到り袖は腕に到る底の有様にて、「何處の馬骨なるか」と思はるゝ有様を爲して憚らざる也、諺に「馬兒にも衣裳」と云へる事あり、馬兒は余の見る所を以てするに、多くは蝦夷の子孫たりしなり、然るも尙ほ此の如し、若し夫れ大和民族にして衣裳に注意するときは、随分見上げたる人種となる事疑ふべからず、從來鎖港時代にありては、萬事家内の生活を爲したるとなれば、浴衣のまゝに大路を濶歩するなども、敢て咎むべきにあらずと雖も、今日には世界各国の人民既に我が邦に入込めるなれば、疎畧なる衣裳にて大路に出づるは、國民的侮蔑を蒙るの源因となるなり、余は日本の男女

にして今後凡て帽子を冠することゝ爲さば、大に其の面色を白くするのみならず、品位を高くするの利益あるべしと信ず、況して小奇麗なる洋服を纏はゞ、忽ち紳士となるなり、是れ國民として決して至難の業にあらず、平生少く注意する所あれば可なる事なり、

第二、日本男女の盛時は極めて短期なり、其の色艶ツヤの秀麗なる時代は女子は十五六歳より三十五歳なるべく、男子は二十二三歳より五十歳なるべし、其の以上となれば面に皺あり、氣力亦衰ふ、若し日本國民をして此の秀麗なる男女のみならしめば、必ず世界の尊崇を受くるなるべしと雖も、累々たる喪家の狗の如きものにして國民の多數を占むる時は自然外國の侮蔑を免れざるなり、去れば日本男女の盛時を永くするの一事は最も緊要なる問題なり、余は之に關しては第一に先天的缺點あるを見る、何ぞや、日本女子が封建時代の餘習を脱せず、家内に蟄在し運動極めて少くして健康ならず、従ひて活潑ならざるを以て、其の産兒亦

健康ならざる事是なり、故に大に婦女の習慣を改め健康なる兒を得るの方法を講ぜざるべからざる也、第二に後天的缺點あるを見る、何ぞや、保護主義の大に行はるゝ事是なり、夫れ人は親く世の辛酸を嘗めて始めて體軀も健全に氣力も活潑にして、年老ゆるも色艶は衰へざる事なり、孟子の所謂天の將に大任を此の人に下ださんとするや必ず先づ其の心志を苦しめ、其筋骨を勞し、其體膚を餓し、其身を空乏すとは則ち眞正の男子を作るの方法なり、然るに保護的勢力盛に行はれ、少年の時は父兄の補助に因り學校の教育を受け、卒業後は長上の引立に因り、衣食の資を得、妻を娶り兒を産むが如く、世の風波に當る事極めて微なるを以て、恰も温室の花の如く忽ち衰凋する事なり、余はアングロ、サキソン人種の極めて獨立獨行的なるを見る、彼等社會に於ては如何に富豪なるものと雖も、其の遺産は凡て子孫の間に分配せらるゝものたるを以て、自ら働かざれば生計の資を得難し、況んや中産以下のものに於てを

や、故に其の社會に立ちて富豪となれるものは、大約自己の力に依るものにして、氣力充盈して決して老いざるなり、之に反し我が邦にて大なる富豪は直接間接に政府の保護を蒙らざるなし、上流社會の氣風此の如きを以て、其の以下亦僥倖の利是れ獲んことを期し、勤勉と大膽とを以て事業に當るの氣概に乏し、是れ日本社會の表面に立つもの四五十年にして累々乎として喪家の狗の如きものとなる所以なり、故に余は此の點に於ても大に社會組織の改良せざるべからざる事を認むるなり、而して余は其の事の決して至難の業にあらざるを知るなり、余は社會改良に關しては講究すべき問題は頗る多岐なるを知る、殊に國民的品位を高むる點に關して、家屋改良の最も必要なるを見る、然れども所謂黄禍論は専ら日本人種の容貌に關する問題たるを以て、日本人にして以上の二事に注意する所あらば、黄人と云へるが如き惡評を排斥するに足るべしと信ずるなり、

(完)

馬鹿な人ばかり  
 三三三三三三三三三三  
 教養雑誌  
 三三三三三三三三三三



9/29

明治三十七年六月廿一日印刷  
 明治三十七年六月廿五日發行

定價金十五錢

著者 東京市本郷區駒込西片町十番地 田口卯吉

發行者 東京市京橋區彌左衛門町七番地 合名會社 經濟雜誌社

右代表者社員 東京市本郷區湯島新花町卅九番地 西島政之

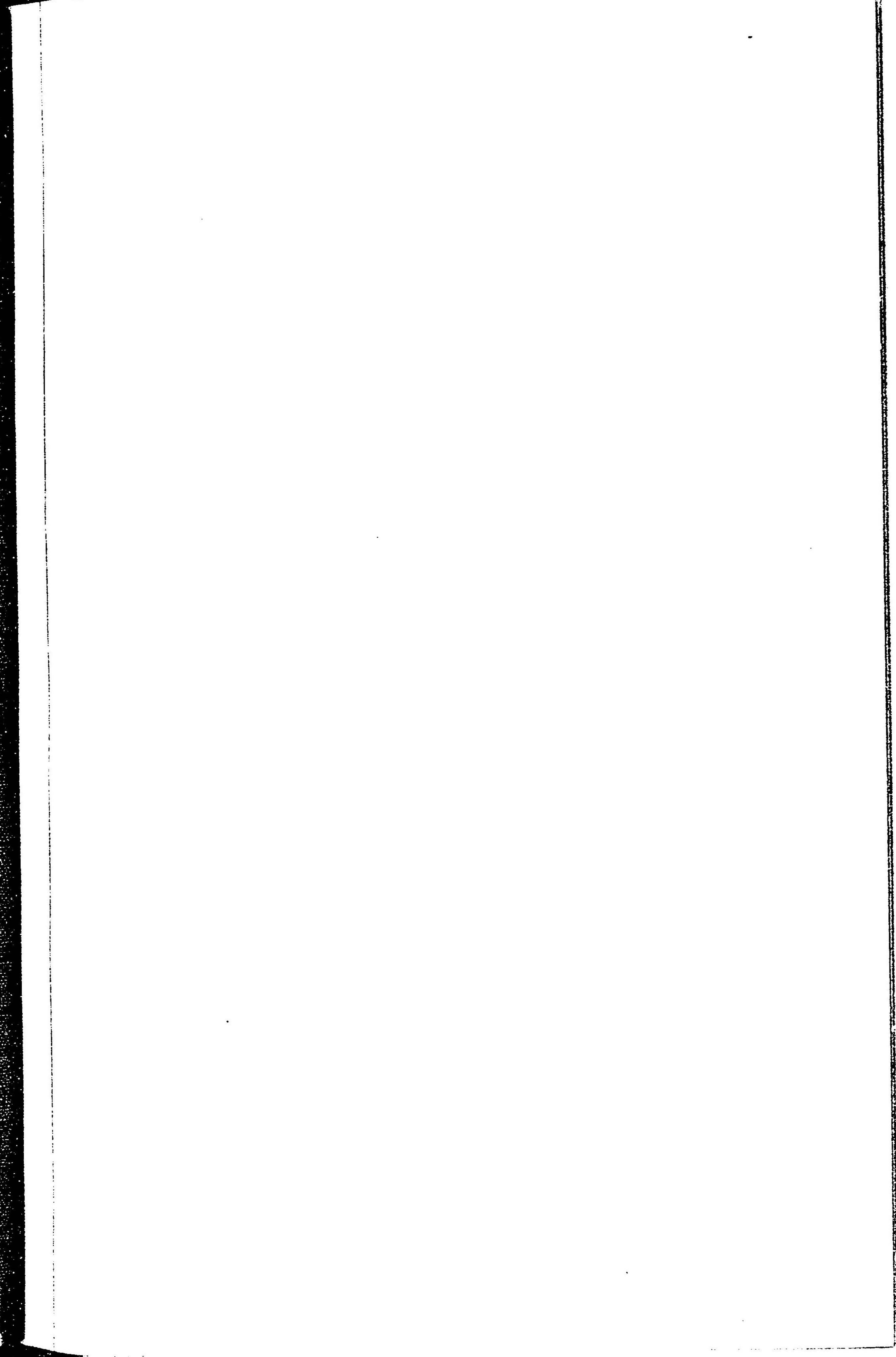
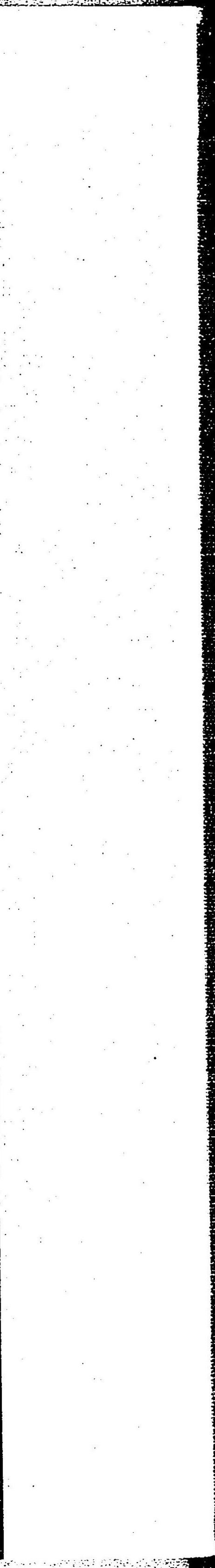
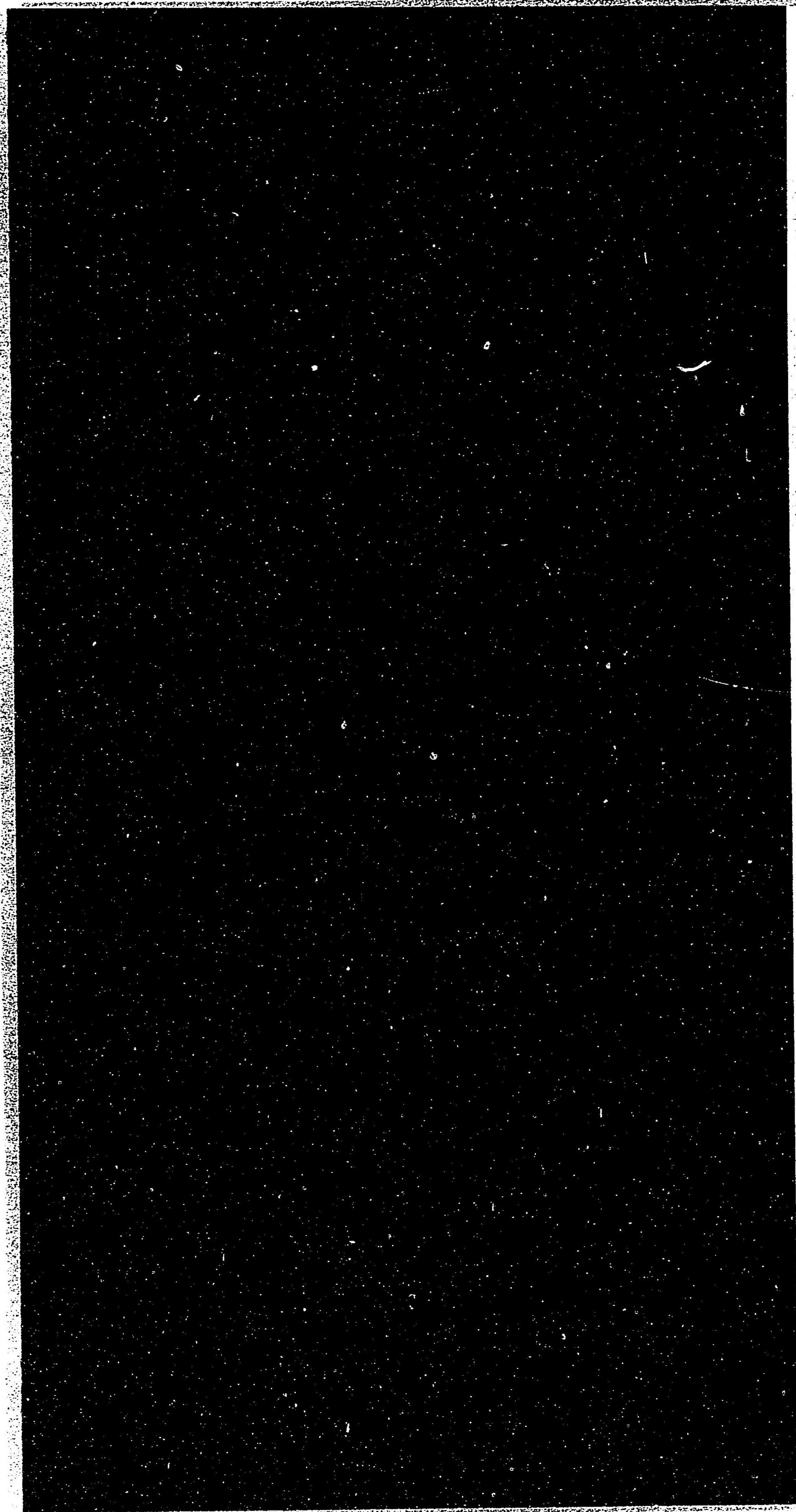
東京市京橋區西紺屋町廿六七番地 株式會社 秀英舍々員

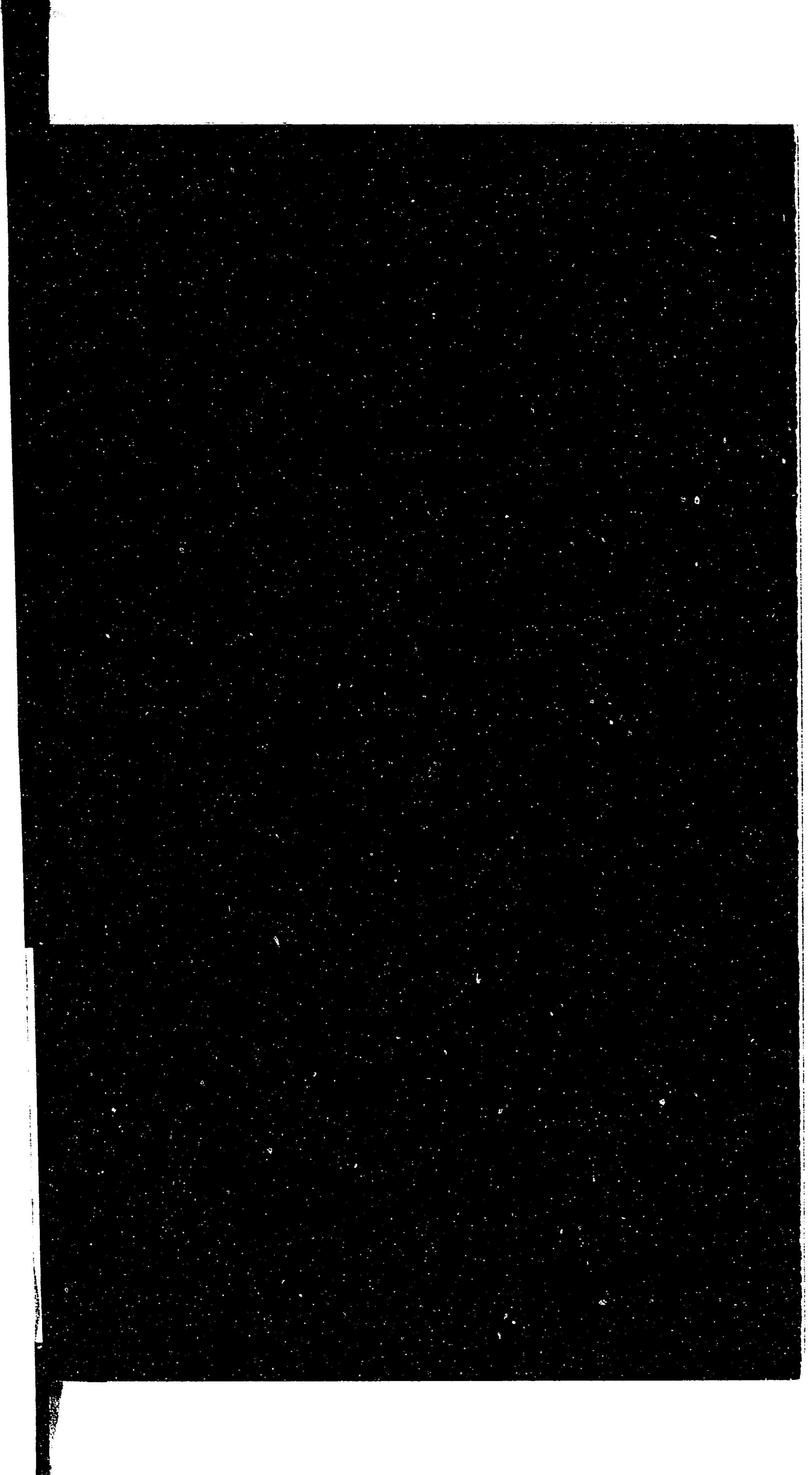
印刷者 佐久間衡治

印刷所 東京市京橋區西紺屋町廿六七番地 株式會社 秀英舍



I-2564





97

192

破黃禍論

国立国会図書館

039687-000-8

97-192

破黃禍論

田口 卯吉/著

M37.6

BDA-0268

